

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第12号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> 、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条 並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（ 昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項及び第 3項の規定により、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸 学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135 号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件に ついて特例を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> 、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条 並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（ 昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項及び第 3項の規定により、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸 学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135 号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件に ついて特例を定めるものとする。
(定義) 第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和 22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校 をいう。	(定義) 第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和 22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校又 は特別支援学校をいう。
2 [略]	2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。